



# 熊本県公報

号外 第 25 号  
平成 24 年 6 月 12 日(火)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

- 規 則**
- 熊本県知事の職務代理人に関する規則の一部を改正する規則…………… (人事課) 1
  - 道路の供用開始…………… (道路保全課) 1

## 規 則

熊本県知事の職務代理人に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成 24 年 6 月 12 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

### 熊本県規則第 33 号

熊本県知事の職務代理人に関する規則の一部を改正する規則  
熊本県知事の職務代理人に関する規則（昭和 39 年熊本県規則第 32 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とする。

#### 附 則

この規則は、平成 24 年 6 月 13 日から施行する。

## 告 示

### 熊本県告示第 806 号の 2

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 24 年 6 月 12 日から 60 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 24 年 6 月 12 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

#### 1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	有明倉岳線	天草市有明町楠甫字木場 632番5地先から 天草市有明町楠甫字平内 759番16地先まで	163.0	活力基盤改築

#### 2 供用を開始する期日 平成 24 年 6 月 12 日